

北小岩1丁目東部地区の土壤汚染調査および改良工事を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第193号

受理年月日 平成26年3月6日

付託年月日 平成26年3月19日

陳情者
.

陳情原文 北小岩1丁目東部地区では北小岩高規格堤防整備事業との共同事業として土地区画整理事業が平成28年5月竣工予定で進行中です。現在は、既存家屋の除却を完了させる作業の途中であり、除却を完了させた後、残存土台撤去、インフラ撤去を土地区画整理事業として施工した後、高規格堤防の盛土造成工事に移行する予定とのことです。対象面積は約1.4haであり、土壤汚染防止法に定めのある3,000㎡の4.5倍強にあたります。また、本共同事業は、土地区画整理事業としても、高規格堤防整備事業としても区画のみならず形質の大幅な変更を伴う事業です。

さて、区職員からの説明によると、本共同事業施工区画内での先行買収にあたり、事業用地であったある区画において、土壤汚染の調査が行われ、その結果、事業に起因する汚染はなかったものの、土壤汚染の存在が発見され、土壤改良工事が実施されました。その原因は明確ではないものの、土地造成時に行われた客土もしくは盛土に起因すると推定された模様です。

一方、国土地理院の土地条件図によれば、北小岩1丁目東部地区は東側のほぼ半分は自然堤防にあたるものの、西側半分は盛土地・埋立地、すなわち土を盛って造成された平地および斜面となっており、市街化の進展の過程で盛土造成が広く行われたことが推察されます。その客土もしくは盛土においては先と同様の土壤汚染の懸念が強く推察されます。

今般の土地区画整理事業および高規格堤防整備事業において、平均厚さ3.5m、最大7mにおよぶ盛土造成が予定されており、それが実施されることにより、土壤汚染の調査および改良の機会が失われてしまうことは、安全で安心な住環境構築にとって大きな損失であると考えます。

したがいまして、盛土造成を控えたこのたびの機会に、下記のとおり、北小岩1丁目東部地区の土壤汚染の調査および改良工事を実施することを強く推挙・要望し、陳情いたします。

記

- 1 北小岩1丁目東部地区の土壤汚染調査を実施すること。
- 2 北小岩1丁目東部地区の土壤改良工事を実施すること。